

令和8年度

手賀沼農地防災事業
現場技術その1業務

特 別 仕 様 書

関東農政局手賀沼農地防災事業所

第1条 適用範囲

手賀沼農地防災事業 現場技術業務の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

第2条 目的

本業務は、手賀沼農地防災事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

第3条 管理技術者

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業-農業土木、農業-農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）、博士（農学）、1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者。又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）でなければならない。

第4条 現場技術員

(1) 現場技術員

(ア)本業務の現場技術員数は1名とする。

(2) 資格要件

(ア)現場技術員の技術者の区分は、「現場技術員（C）」とし資格は次のいずれかの者とする。

- ① 技術士（総合技術監理部門（農業-農業土木、農業-農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）
- ② 1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- ③ 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(3) 現場技術員は、CADソフトウェアを利用した図面等の作成について経験を有することとする。

第5条 配置技術者の確認

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

第6条 保険加入

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しな

なければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第7条 工事等の概要

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。ただし、監督職員が業務運営上関連業務について応援要請した場合は、事前に協議した上で、記載した工事以外も対応を指示する場合がある。

工事名	工事場所	予定工期	工種・数量等
手賀排水機場建設工事	印西市大森地区 及び木下地内	R6.5～R11.3	排水機場 1式
手賀排水機場自然排水 路ゲート設備製作据付 工事	印西市大森地区 及び木下地内	R6.10～R8.5	水門 1式
都部新田揚水機場実施 設計業務（仮称）	我孫子市都部新 田地内	R8.6～R9.3	揚水機場実施設計 1式
都部新田導水路他実施 設計業務（仮称）	我孫子市都部新 田地内他	R8.6～R9.3	導水路他実施設計 1式
都部新田揚水機場ポン プ設備実施設計業務 （仮称）	我孫子市都部新 田地内	R8.9～R9.3	揚水機場ポンプ実施 設計 1式
泉揚水機場斜面配管他 実施設計等業務（仮称）	柏市泉村新田地 内他	R8.7～R9.3	斜面配管他設計 1式

なお、本事業の対象施設は、別添「業務位置図」に示すとおりである。

第8条 履行期間

履行期間について、業務期間は次のとおりとする。

(1) 業務期間

(ア)令和8年度 令和8年4月8日～令和9年3月31日

(イ)令和9年度 令和9年4月1日～令和10年3月29日

第9条 業務内容

業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

(ア)契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。

(イ)打合せは対面により関東農政局手賀沼農地防災事業所で行うこととするが、Web会議方式によることも可能とする。

なお、2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、監督職員に履行状況を報告しなければならない。

(2) 本業務に従事する現場技術員の業務内容は次のとおりとする。

(ア) 設計に関する業務

① 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成等に関する業務

(イ) 監督に関する業務

① 工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

② 管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務（緊急の場合を除く）

③ 工事検査等に必要な資料の作成に関する業務

(ウ) 関係機関等との協議に関する業務

① 基礎的資料の作成に関する業務

(エ) 事業実施に関する業務

① 基礎的資料の作成に関する業務

② 揚水機場の取水量データの収集、とりまとめに関する業務

第10条 業務場所

業務場所は、手賀沼農地防災事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

第11条 成果物

成果物の提出は次のとおりとする。

(1) 業務実施報告書 1 式

(2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式

(3) その他必要な資料 1 式

第12条 成果物の提出先

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県印西市木下東 2-4-1

関東農政局手賀沼農地防災事業所

第13条 業務内容の変更

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第 7 条に示す「工事等の概要」に変更が生じた場合。

(2) 第 8 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。

(3) 第 9 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。

(4) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。

(5) 第 11 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(6) その他重要な変更が生じた場合。

第14条 その他留意事項

(1) 通勤用及び本業務用に自動車及び駐車場を必要とする場合は、受注者において用意するものと

する。

- (2) 業務履行にパソコン、インターネット環境及びプリンターを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

この他、Auto CAD LT 2010 以上、MicrosoftOffice2010 以上、Acrobat DC Std 以上、DocuWorks8 もしくは DocuWorksViewerLight8 以上をインストールしてあるものとする。なお、OS は Windows10 以上とする。

- (3) 業務期間満了等に業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上、受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。
- (6) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。

第15条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

第16条 業務スライドの試行

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第17条 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。